

令和元年度対象  
定期監査結果について

(令和元年11月～令和2年9月実施)

令和2年12月

山形県監査委員事務局

# 目 次

第1	監査の概要	
1	監査対象年度及び監査実施期間	1
2	監査の執行者	1
3	監査の実施方法	1
4	監査の主眼及び重点監査項目	1
5	監査結果の処理及び公表	1
6	監査実施状況	2
第2	監査結果の概要	
1	指摘事項及び注意事項の状況	4
2	指摘事項及び注意事項の内容並びに考えられる発生要因	5
3	指摘事項及び注意事項の部局別状況	9
4	重点監査項目の監査結果	10
第3	部局別監査結果の詳細	
1	総務部	11
2	みらい企画創造部	12
3	防災くらし安心部	12
4	環境エネルギー部	13
5	子育て若者応援部	14
6	健康福祉部	14
7	産業労働部	15
8	観光文化スポーツ部	17
9	農林水産部	18
10	県土整備部	19
11	会計局	20
12	村山総合支庁	20
13	最上総合支庁	21
14	置賜総合支庁	22
15	庄内総合支庁	23
16	東京事務所	24
17	企業局	24
18	病院事業局	25
19	県議会	26
20	教育委員会	26
21	警察	32
22	その他委員会等	33

## 第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに財務事務に関連する事務の執行についての監査（以下「監査」という。）を実施した。

### 1 監査対象年度及び監査実施期間

- (1) 監査対象年度 令和元年度
- (2) 監査実施期間 令和元年11月18日から令和2年9月4日まで

### 2 監査の執行者

監査の執行者は、次のとおりである。

監査委員	小野	幸作
同	木村	忠三
同	武田	一夫
同	海老名	信乃

### 3 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。また、監査を適正かつ効率的に行うため、あらかじめ事務局職員が監査対象機関に出向き調査（予備監査）を実施した。

#### (1) 実地監査

監査委員が監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

#### (2) 書面監査

監査委員が監査対象機関に關係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

### 4 監査の主眼及び重点監査項目

#### (1) 監査の主眼

監査は、県の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、県の経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているか、また、財務事務に関連する事務の執行が適正に処理されているかを主眼として実施した。

#### (2) 重点監査項目

財務事務の適正執行の確保を図る観点から、令和元年度は、①職員の事務処理能力の向上、②進行管理とチェック機能の強化、③所属長等による適正なマネジメントの3項目を重点監査項目に位置づけ、特別調書の徴取や所属長及び担当者からの聴取りなどにより、具体的な取組内容について確認を行った。

### 5 監査結果の処理及び公表

監査の結果については、監査対象機関の長に対し監査結果所見書を交付し、この中で、適切でない事務事業等の執行を「指摘事項」又は「注意事項」として是正改善を求めた。

また、おおむね2箇月ごとに取りまとめ、知事等に対して監査結果について報告す

るとともに、県公報への登載及び県のホームページにおいて公表を行った。

## 6 監査実施状況

### (1) 監査区分

監査対象年度に実施する現年度監査と監査対象年度の翌年度に実施する過年度監査に区分して実施した。

ア 現年度監査は、令和元年11月から令和2年3月まで、出先機関のうち比較的小規模なものを対象として実施した。

イ 過年度監査は、令和2年5月から同年9月まで、上記以外の出先機関及び本庁を対象として実施した。

### (2) 実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は、表1のとおりである。

なお、本庁については、全て実地監査とし、出先機関については、実地監査又は書面監査により実施した。

表1 (部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数)

(単位：機関)

部 局	対象機関数	実施機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
総務部	10	10	10	-
みらい企画創造部	7	7	7	-
防災くらし安心部	7	7	7	-
環境エネルギー部	6	6	6	-
子育て若者応援部	7	7	7	-
健康福祉部	14	14	13	1
産業労働部	16	16	13	3
観光文化スポーツ部	6	6	5	1
農林水産部	22	22	20	2
県土整備部	14	14	12	2
会計局	1	1	1	-
村山総合支庁	4	4	4	-
最上総合支庁	4	4	4	-
置賜総合支庁	4	4	4	-
庄内総合支庁	4	4	4	-
東京事務所	1	1	-	1
企業局	6	6	2	4
病院事業局	5	5	4	1
県議会	1	1	1	-
教育委員会	74	74	42	32
警察	15	15	7	8
その他委員会等	3	3	3	-
合 計	231	231	176	55

(注1) 組織改編による異動があった機関は、組織改編後の部局で整理している。

(注2) 防災くらし安心部は、消費生活・地域安全課に消費生活センターを含めている。

(注3) 子育て若者応援部は、福祉相談センターに中央児童相談所、女性相談センター及び金谷寮並びに健康福祉部の身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所を含めている。

(注4) 総合支庁は、部を1対象機関としている。

(注5) 会計局は、2課で1対象機関としている。

(注6) 企業局は、本局の3課で1対象機関としている。

(注7) 県議会は、2課1室で1対象機関としている。

(注8) 警察は、本部の各部及び警察学校で1対象機関としている。

(注9) その他委員会等とは、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局である。

## 第2 監査結果の概要

### 1 指摘事項及び注意事項の状況

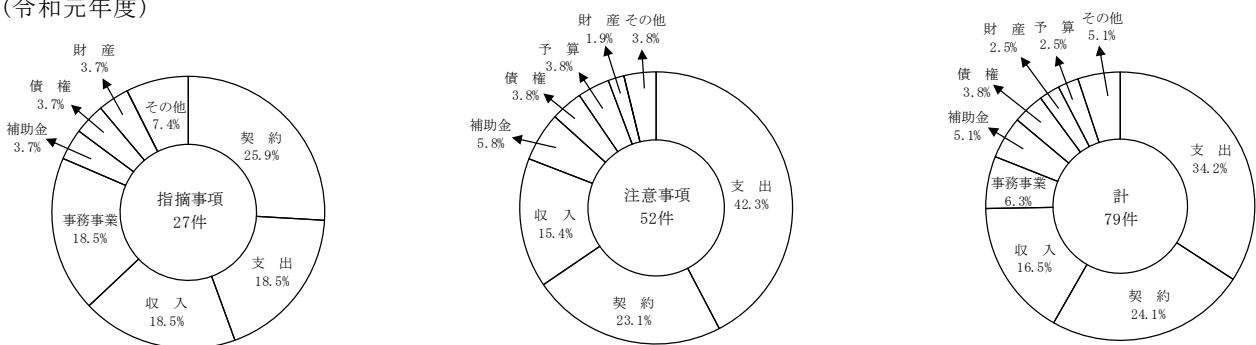
定期監査における指摘事項及び注意事項で最も多かったのは「支出事務が適切でないもの」が27件であり、次いで「契約事務が適切でないもの」が19件であった。指摘事項及び注意事項全体の合計件数は79件であり、前年度の57件から22件増加した。ここ2年間は前年度を下回る状況であったが、3年ぶりに増加に転じている。

表2（定期監査における指摘、注意事項）

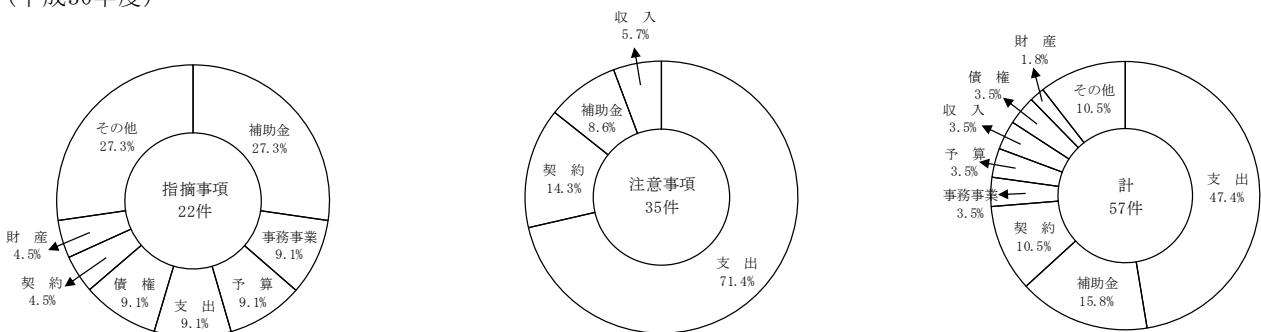
（単位：件）

事項	令和元年度			平成30年度			増減		
	指摘	注意	計	指摘	注意	計	指摘	注意	計
支出事務が適切でないもの	5	22	27	2	25	27	3	△3	-
契約事務が適切でないもの	7	12	19	1	5	6	6	7	13
収入事務が適切でないもの	5	8	13	-	2	2	5	6	11
事務事業の執行管理体制が適切でないもの	5	-	5	2	-	2	3	-	3
補助金等の交付事務が適切でないもの	1	3	4	6	3	9	△5	-	△5
債権管理事務が適切でないもの	1	2	3	2	-	2	△1	2	1
財産の管理が適切でないもの	1	1	2	1	-	1	-	1	1
予算の計画的・効率的な執行等がなされていないもの	-	2	2	2	-	2	△2	2	-
その他（前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの等）	2	2	4	6	-	6	△4	2	△2
計	27	52	79	22	35	57	5	17	22

（令和元年度）



（平成30年度）



## 2 指摘事項及び注意事項の内容並びに考えられる発生要因

### (1) 指摘事項及び注意事項の内容

#### ア 支出 (27件)

内 容	指摘	注意	合計
契約書等に定める期限内に支払をしていないもの	2	7	9
旅費の支払遅延が相当数あるもの	1	6	7
検査完了日から2箇月を超えて支払をしていないもの	2	2	4
給料、諸手当の支給が適切でないもの	-	4	4
その他	-	3	3
計	5	22	27

「契約書等に定める期限内に支払をしていないもの」は、請求書を受理しているにもかかわらず、契約書や法令等で定められた支払期限を超過してから支払をしたものであり、「検査完了日から2箇月を超えて支払をしていないもの」は、履行検査を完了したものの、請求書の催促等適切な事務を行わず、未請求を理由に支払を行わなかったものである。

「旅費の支払遅延が相当数あるもの」は、出張旅行の最終日から起算して2箇月を超えても旅費が職員に支給されていないものが多数あるものである。

「給料、諸手当の支給が適切でないもの」は育児休業等取得者の期末手当・勤勉手当の支給額算定を誤ったものや、給与システムの入力遅延による寒冷地手当の未支給などである。

#### イ 契約 (19件)

内 容	指摘	注意	合計
契約の締結又は履行が適切でないもの	6	8	14
入札事務が適切でないもの	-	4	4
随意契約の要件を欠くもの	1	-	1
計	7	12	19

「契約の締結又は履行が適切でないもの」は、契約保証金の徴収、変更手続等が適切でないものや、必要な契約書(変更契約を含む。)を作成していなかったもの、必要な手続を経ずに契約を締結したものなどである。

「入札事務が適切でないもの」は、落札決定後に入札事務等の不備が判明したために、落札の決定を取消したものである。

「随意契約の要件を欠くもの」は、競争入札に付すべきところ、その手続によらず、2者の見積合わせによる随意契約としたものである。

#### ウ 収入 (13件)

内 容	指摘	注意	合計
収入事務が適切でないもの	2	6	8
収入の調定が適切でないもの	3	2	5
計	5	8	13

「収入事務が適切でないもの」は、領収した現金の金融機関への払込みが遅延したものや、授業料の減免・徴収手続が適切でないもの、納入通知書の発行が遅延したものなどである。

「収入の調定が適切でないもの」は、調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延したものや、年度所属区分を誤って調定を行ったものである。

#### エ 事務事業（5件）

内 容	指摘	注意	合計
関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの	3	-	3
執行管理体制が適切でないもの	2	-	2
計	5	-	5

「関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの」は、知事が指定する物品の購入について、権限が委任されていないにもかかわらず公所長が執行したものや、授業料等減免台帳を作成せず、減免状況の管理を行っていないものである。

「執行管理体制が適切でないもの」は、県の事務遅延により、事業者が国庫補助金を受領できなかったため、その損害賠償を行ったものや、契約の相手方決定後においても契約書を作成せず、代金の支払が滞り、支払が次年度になったものである。

#### オ 補助金（4件）

内 容	指摘	注意	合計
補助金等の交付事務が遅延したもの	1	1	2
要綱等に定める変更承認等の手続を行っていないもの	-	2	2
計	1	3	4

「補助金等の交付事務が遅延したもの」は、交付申請受理から交付決定まで又は実績報告受理から額の確定までに要した期間が2箇月以上になったものである。

「要綱等に定める変更承認等の手続を行っていないもの」は、経費区分の大幅な増減があったにもかかわらず、交付要綱に規定する変更承認手続を行っていないものなどである。

#### カ 債権（3件）

内 容	指摘	注意	合計
未収金等の債権の管理が適切でないもの	1	1	2
不納欠損処分が適切でないもの	-	1	1
計	1	2	3

「未収金等の債権の管理が適切でないもの」は、行政財産の使用許可に係る収入が未済となっていたにもかかわらず、正当な理由もなく督促を行わなかったものや、授業料納付遅延に係る延滞金の徴収手続をしていなかったものである。

「不納欠損処分が適切でないもの」は、時効が完成しているにもかかわらず、時効完成から半年を超えても不納欠損処分を行っていないものである。



#### キ 財産（2件）

内 容	指摘	注意	合計
財産の管理が適切でないもの	1	1	2
計	1	1	2

教育財産目的外使用許可を行わず財産を使用させているものや、財産台帳の記載内容と現況が相違するものである。

#### ク 予算（2件）

内 容	指摘	注意	合計
予算執行が計画的・効率的でないもの	-	2	2
計	-	2	2

郵便切手の在庫管理が適切でなく、その年度末残高が合理的理由もなく年間使用額の25パーセントを超えているものや、過年度に購入した金券の管理に問題があり、未使用のまま有効期限を経過したものである。

#### ケ その他（4件）

内 容	指摘	注意	合計
前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの	2	2	4
計	2	2	4

前回監査（平成30年度対象）において指摘等がなされた事項について、令和元年度も同様の不適切な事務処理を行っていたものであり、契約書等に定める期限内に支払をしていないもの、旅費の支払遅延が相当数あるものなどである。

### （2）主な指摘事項等の考えられる発生要因

#### ○ 支出事務に関するもの

##### ア 契約書等に定める期限内に支払をしていないもの

請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限までに支払をしなかったもの。支出事務担当者が事務に不慣れであったこと、他の書類に請求書が紛れるなど書類管理に問題があったこと、組織的な事務の進捗管理が徹底されていなかったこと等が発生要因として考えられる。

##### イ 旅費の支払遅延が相当数あるもの

本来、旅行の最終日から速やかに旅費を支払うべきところ、支払までに2箇月を超えているもの。旅行職員（又は代理入力者）の失念等による復命や財務会計システムでの旅費登録処理の遅延等が発生要因として考えられる。

##### ウ 検査完了日から2箇月を超えて支払をしていないもの

本来、契約が履行され検査が完了すれば、速やかに代金を支払うべきところ、業者からの請求がないことなどを理由に、支払までの期間が2箇月を超えたもの。事業担当と支出事務担当の間で検査完了の情報等が共有されていないこと、担当者が契約の支払要件についてよく理解していなかったこと、未請求について催促を行う意識が低い、又は催促を失念してしまったこと等が発生要因として考えら

れる。

エ 給料、諸手当の支給が適切でないもの

期末・勤勉手当の支給額算定において、育児休業等の除算期間の扱いを誤ったものや、給与システムの入力漏れにより寒冷地手当が支給されなかったもの、特別休暇を取得中の職員に対し通勤手当を誤って支給したものなど。これらは担当者が諸規程や必要な手続をよく理解していなかったこと、組織的な連携、確認が徹底されていなかったこと等が発生要因として考えられる。

なお、誤った金額が指摘又は注意事項の基準にまで達しない（非該当）ものも含めると、給料、諸手当の支給が適切でないものは、令和元年度対象監査において、不適切な事務処理のうち最も多い件数となっている。

○ 契約事務に関するもの

ア 契約の締結又は履行が適切でないもの

契約保証金の徴収、変更手続等が不適切なものや、必要な契約書(変更契約を含む。)を作成していなかったもの、必要な手続を経ずに契約を締結したものなど。これらは担当者が諸規程をよく理解していなかったこと、組織的な確認が徹底されていなかったこと、職員間で業務量に偏りなどが生じた際に組織的なフォローがなされなかったこと等が発生要因として考えられる。

イ 入札事務が適切でないもの

落札決定後に入札事務等の誤りが判明し、落札決定の取消しを行ったもの。これらは必要な書類・データの保存状況が不適切であったこと、組織的な確認が徹底されていなかったこと等が発生要因として考えられる。

○ 収入事務に関するもの

ア 収入事務が適切でないもの

領収した現金の金融機関への払込みが遅延したものや、授業料の減免・徴収手続が適切でないもの、納入通知書の発行が遅延したものなど。これらは繁忙期に職員間での事務量の平準化や組織的対応が行われなかったこと、担当者が諸規程や必要な手続をよく理解していなかったこと等が発生要因として考えられる。

イ 収入の調定が適切でないもの

調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延したものや、年度所属区分を誤って調定を行ったもの。これらは担当者が事務に不慣れであったこと、調定事務を失念してしまったこと、諸規程をよく理解していなかったこと、組織的な確認が徹底されていなかったこと等が発生要因として考えられる。

### 3 指摘事項及び注意事項の部局別状況

指摘事項及び注意事項を合計した件数について、部局別にみると教育委員会が 32件(40.5%)と最も多くなっており、次いで村山総合支庁が 6件(7.6%)、健康福祉部が 5件(6.3%)となっている。

平成30年度との比較では、1対象機関あたりの件数は、10部局で増加し、5部局で減少している。

表3 (指摘事項及び注意事項の部局別状況)

(単位：件)

部 局	令和元年度			平成30年度			増減		
	対象機関数	指摘注意件数	1対象機関あたりの件数	対象機関数	指摘注意件数	1対象機関あたりの件数	対象機関数	指摘注意件数	1対象機関あたりの件数
総務部	10	3	0.3	10	2	0.2	-	1	0.1
みらい企画創造部	7	1	0.1	5	-	0.0	2	1	0.1
防災くらし安心部	7	3	0.4	7	1	0.1	-	2	0.3
環境エネルギー部	6	-	0.0	6	1	0.2	-	△1	△0.2
子育て若者応援部	7	-	0.0	7	3	0.4	-	△3	△0.4
健康福祉部	14	5	0.4	14	3	0.2	-	2	0.1
産業労働部	16	4	0.3	16	4	0.3	-	-	0.0
観光文化スポーツ部	6	3	0.5	4	5	1.3	2	△2	△0.8
農林水産部	22	3	0.1	22	7	0.3	-	△4	△0.2
県土整備部	14	1	0.1	14	2	0.1	-	△1	△0.1
会計局	1	-	0.0	1	-	0.0	-	-	0.0
村山総合支庁	4	6	1.5	4	4	1.0	-	2	0.5
最上総合支庁	4	4	1.0	4	2	0.5	-	2	0.5
置賜総合支庁	4	4	1.0	4	1	0.3	-	3	0.8
庄内総合支庁	4	4	1.0	4	4	1.0	-	-	0.0
東京事務所	1	-	0.0	1	-	0.0	-	-	0.0
企業局	6	2	0.3	6	1	0.2	-	1	0.2
病院事業局	5	1	0.2	5	1	0.2	-	-	0.0
県議会	1	-	0.0	1	-	0.0	-	-	0.0
教育委員会	74	32	0.4	75	15	0.2	△1	17	0.2
警察	15	3	0.2	15	1	0.1	-	2	0.1
その他委員会等	3	-	0.0	3	-	0.0	-	-	0.0
合 計	231	79	0.3	228	57	0.3	3	22	0.1

(注) 1対象機関あたりの件数は小数点第2位を四捨五入している。

#### 4 重点監査項目の監査結果

定期監査の結果、指摘等の件数は 79件であり、前年度から 22件増加した。ここ 2 年間は前年度を下回る状況であったが、3 年ぶりに増加に転じている。指摘等の対象となった所属数は、前年度と同程度の 47か所であるが、このうち、複数の指摘等の対象となった所属数は前年度から 7か所増加し 18か所であった。

こうした状況を踏まえ、監査委員は「令和元年度山形県歳入歳出決算審査意見書」において、財務事務の適正執行について、より実効性のある対策の検討と実施を求めている。

#### 令和元年度山形県歳入歳出決算審査意見書（抜粋） 11頁 (2)財務事務の適正執行について

以下の点に留意し、より実効性のある対策の検討と実施を改めて求めたい。

##### (ア) 組織としての進行管理とチェック機能の強化

遅延や錯誤など不適切な事務処理の原因を見ると、業務の進捗状況の把握や決裁過程での点検が組織として十分行われていない実態などが認められた。

このため、各所属においては、職場の実態を十分点検し、事務処理の進行管理や内容のチェックを的確に行い、必要に応じて職員を指導する体制を組織的に確立し、職員が協力しながら運用することが必要である。

特に、不適切な事務処理が多かったり、指摘事項等への対応が十分でないなどの所属においては、取組方針をはじめ、具体的な手順や留意事項などについて、職員全員に徹底を図ったうえで、確実に効果につながる対策を講じる必要がある。

さらに、以上のような取組に関して、出先機関については本庁所管部局等の指導や支援が求められる。

##### (イ) 所属長によるマネジメントの強化

所属長は、組織運営の責任者として重要な役割を担っている。常に不適切な事務処理の発生リスクがあることを認識したうえで、前項で求めた組織機能の強化のために業務の執行状況の把握、効率的で適正な遂行を可能とする環境づくりと運用管理などについて積極的に取組む必要がある。

また、職場内においては、個々の職員の業務の実態や経験等を踏まえ業務の平準化を図ったり、職員を会計局や各部局が実施する研修会に参加させたり、効果的な O J T を実施するなど、事務処理体制の一層の強化を図る必要がある。

前回の決算審査意見において、不適切な入札契約事務に係る再発防止の徹底を求めたところであるが、その後も依然として積算の誤りなどにより、入札の中止や落札決定の取消し等が発生しているほか、契約保証等に関する不適切な処理も増加している。

こうしたミスは、事業者に余分な負担を強いるとともに、事業の遅延により県民生活に影響を及ぼす可能性もあり、県行政に対する県民の信頼を失墜させてしまうことも懸念される場所である。

このため、職員一人ひとりが、絶対にミスを発生させないという強い意識を持ちながら、一丸となって再発防止に努める必要がある。

### 第3 部局別監査結果の詳細

#### 1 総務部（監査対象 10機関）

- ・指摘事項 1件（契約に関するもの）
- ・注意事項 2件（支出に関するもの(1件)、契約に関するもの(1件)）

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
秘書課	実地	令和2年8月7日	武田委員	—
広報広聴推進課	実地	令和2年8月7日	武田委員	—
人事課	実地	令和2年8月7日	武田委員	—
職員育成センター	実地	令和2年2月12日	武田委員	—
		注意事項1件(契約)		
行政改革課	実地	令和2年8月21日	木村委員	武田委員
総務厚生課	実地	令和2年9月4日	小野委員	武田委員
		指摘事項1件(契約)		
財政課	実地	令和2年8月21日	小野委員	武田委員
		注意事項1件(支出)	木村委員	海老名委員
学事文書課	実地	令和2年8月21日	木村委員	武田委員
管財課	実地	令和2年8月21日	木村委員	武田委員
税政課	実地	令和2年8月21日	木村委員	武田委員

#### <指摘事項>

##### ア 契約

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。（総務厚生課）

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

令和元年度山形県職員会館あこや会館加圧給水ポンプユニット更新工事

契約金額 1,188,000円

要契約保証金 118,800円

#### 【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

契約事務の執行に当たっては、それぞれの契約内容に対応した関係法令等を丁寧に確認し、その理解を深めるとともに、複数職員による確認を強化し、内部チェックが有効に機能するように改善を図った。

#### <注意事項>

##### ア 支出

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。（財政課）

##### イ 契約

(ア) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金額の変更手続が行われていないものがある。（職員育成センター）

## 2 みらい企画創造部（監査対象 7機関）

- ・指摘事項 1件（事務事業に関するもの）
- ・注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
企画調整課	実地	令和2年8月7日	武田委員	—
市町村課	実地	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
移住・定住推進課	実地	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
国際人材活躍支援課	実地	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
総合交通政策課	実地	令和2年8月7日	武田委員	—
		指摘事項1件(事務事業)		
ICT政策推進課	実地	令和2年8月7日	武田委員	—
統計企画課	実地	令和2年8月7日	武田委員	—

### <指摘事項>

#### ア 事務事業

(ア) 執行管理体制が適切でないものがある。（総合交通政策課）

(内容)

国庫補助金に係る県の事務について、内部けん制が的確に機能せず、遅延したことにより、事業者が本来交付されていた補助金を受領できなくなったため、その損害賠償を行ったもの

補助金名 地域公共交通確保維持改善事業費補助金

損害賠償額 1,078,000円

#### 【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

課内における事務の執行管理体制が不十分であったことを踏まえ、「事務執行チェックシート」による管理を徹底した。

また、担当職員以外に「業務管理者」や「業務総括者」が年間の事務手続と進捗状況を把握・確認するよう対応した。

併せて、業務引継ぎに関してもしっかりと対応するよう注意喚起を行った。

## 3 防災くらし安心部（監査対象 7機関）

- ・指摘事項 2件（事務事業に関するもの(2件)）
- ・注意事項 1件（支出に関するもの）

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
防災危機管理課	実地	令和2年8月25日	小野委員	武田委員
消防救急課	実地	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
		指摘事項1件(事務事業)、注意事項1件(支出)		
消防学校	実地	令和元年12月4日	小野委員	海老名委員
		指摘事項1件(事務事業)		
消費生活・地域安全課	実地	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
食品安全衛生課	実地	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
置賜食肉衛生検査所	実地	令和2年1月16日	木村委員	海老名委員

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
庄内食肉衛生検査所	実地	令和元年11月22日	武田委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 事務事業

(ア) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。(消防救急課)

(内容)

指定物品の購入について、公所長に権限が委任されていないにもかかわらず、予算を配当替し、公所長に執行させているもの 1件

品名 高所降下用救命装置

配当替金額 2,450,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

予算要求及び予算成立時並びに年度当初において、防災危機管理課及び消防救急課並びに消防学校の担当者間で執行権限を含め年間予算執行計画、会計事務等について確認打合せを行うこととした。

また、各部署の事務処理において執行権限をチェックする項目を設け、再発防止を図った。

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。(消防学校)

(内容)

指定物品の購入について、権限が委任されていないにもかかわらず公所長が執行しているもの 1件

品名 高所降下用救命装置

取得金額 2,430,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

総務課担当職員のダブルチェックにより関係法令の確認を十分に行うほか、過去の同様事例の確認や、他公所・出納室への手続照会、本庁所管課との密な連絡調整等を行い、複数の部署によるチェック機能が働くよう対応することとした。

また、担当者の異動に伴う後任者への引継ぎにおいても、当該事例をペーパー化し確実に伝達することとした。

<注意事項>

ア 支出

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(消防救急課)

4 環境エネルギー部 (監査対象 6 機関)

・指摘及び注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
環境企画課	実地	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
環境科学研究センター	実地	令和2年2月6日	木村委員	武田委員
エネルギー政策推進課	実地	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
水大気環境課	実地	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
循環型社会推進課	実地	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
みどり自然課	実地	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員

## 5 子育て若者応援部（監査対象 7機関）

- ・指摘及び注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
子育て支援課	実地	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
子ども家庭課	実地	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
福祉相談センター	実地	令和2年2月14日	武田委員	海老名委員
庄内児童相談所	実地	令和元年12月23日	武田委員	海老名委員
鶴岡乳児院	実地	令和元年12月23日	武田委員	海老名委員
朝日学園	実地	令和2年2月12日	武田委員	—
若者活躍・男女共同参画課	実地	令和2年7月31日	小野委員	武田委員

## 6 健康福祉部（監査対象 14機関）

- ・指摘事項 2件（支出に関するもの(1件)、契約に関するもの(1件)）
- ・注意事項 3件（収入に関するもの(1件)、債権に関するもの(1件)、その他(1件)）

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
健康福祉企画課	実地	令和2年8月28日	木村委員	海老名委員
衛生研究所	実地	令和2年2月14日	武田委員	海老名委員
医療政策課	実地	令和2年8月28日	木村委員	海老名委員
		指摘事項1件(支出)		
地域福祉推進課	実地	令和2年8月28日	木村委員	海老名委員
健康づくり推進課	実地	令和2年8月28日	木村委員	海老名委員
長寿社会政策課	実地	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
障がい福祉課	実地	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
		指摘事項1件(契約)、注意事項2件(収入・債権)		
こども医療療育センター	実地	令和2年1月17日	木村委員	海老名委員
こども医療療育センター庄内支所	実地	令和元年11月18日	小野委員	海老名委員
最上学園	実地	令和2年2月5日	武田委員	—
		注意事項1件(その他)		
やまなみ学園	実地	令和元年12月12日	海老名委員	—
鳥海学園	書面	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
知的障がい者更生相談所庄内支所	実地	令和元年11月18日	小野委員	海老名委員
精神保健福祉センター	実地	令和2年2月14日	武田委員	海老名委員

### <指摘事項>

#### ア 支出

(ア) 支出事務が適切でないものがある。（医療政策課）

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を履行の完了確認をした日から4箇月を超えてしていないもの 1件  
施設使用料



履行完了証明日 令和元年7月31日  
 請求書受理日 令和元年12月16日  
 支払日 令和元年12月26日  
 支出額 221,136円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

今後事業を実施する場合、事務担当者は請求書の受領時期を確認することとした。  
 また、「業務管理者」及び「業務総括者」が事務担当者に対して事務進捗状況を確認の上、支出時期も確認することとした。

イ 契約

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。(障がい福祉課)

(内容)

業務委託契約において、契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 2件  
 主な事例は以下のとおり

令和元年度山形県早期からの親子サポート事業(最上地域事業)業務委託

契約金額 2,698,300円

要契約保証金 269,830円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

新規事業・新規受注者など、過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約の数回以上にわたる実績がない相手方との契約を締結する場合は、契約締結前に必ず会計担当課に確認を行うこととした。

加えて、条例・規則改正、補助金事務などに添付する「事務執行チェックシート」を新規受注者との契約締結の際も添付し、事業担当や庶務担当の双方による確認体制を強化するなど、適切な契約事務の徹底を図ることとした。

<注意事項>

ア 収入

(ア) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(障がい福祉課)

イ 債権

(ア) 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円以上のものがある。(障がい福祉課)

ウ その他

(ア) 前年度会計の監査において指摘又は注意された事項以外の指導事項について、措置又は改善を行っていないものがある。(最上学園)

7 産業労働部 (監査対象 16機関)

- ・ 指摘事項 2件 (収入に関するもの(1件)、債権に関するもの(1件))
- ・ 注意事項 2件 (契約に関するもの(2件))

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
商工産業政策課	実地	令和2年8月7日	小野委員	海老名委員
		注意事項1件(契約)		
大阪事務所	書面	令和2年6月8日	木村委員	武田委員
名古屋事務所	書面	令和2年6月8日	木村委員	武田委員

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
中小企業振興課	実地	令和2年8月7日	小野委員	海老名委員
工業戦略技術振興課	実地	令和2年8月7日	小野委員	海老名委員
工業技術センター	実地	令和2年2月6日	木村委員	武田委員
工業技術センター置賜試験場	実地	令和2年1月16日	木村委員	海老名委員
工業技術センター庄内試験場	実地	令和元年12月4日	小野委員	海老名委員
高度技術研究開発センター	書面	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
商業・県産品振興課	実地	令和2年8月7日	小野委員	海老名委員
貿易振興課	実地	令和2年8月7日	小野委員	海老名委員
雇用対策課	実地	令和2年8月21日	小野委員	海老名委員
産業技術短期大学校	実地	令和2年1月17日	小野委員	武田委員
		指摘事項2件(収入・債権)、注意事項1件(契約)		
産業技術短期大学校庄内校	実地	令和元年11月18日	木村委員	武田委員
山形職業能力開発専門学校	実地	令和2年1月17日	小野委員	武田委員
庄内職業能力開発センター	実地	令和元年11月18日	木村委員	武田委員

<指摘事項>

ア 収入

(ア) 収入の調定が適切でないものがある。(産業技術短期大学校)

(内容)

年度所属区分を誤ったもので、10万円以上のもの 1件

産業技術短期大学校授業料(平成30年度後期分)

調定日 平成31年4月1日

調定額 195,000円

既調定所属年度 平成31年度

正調定所属年度 平成30年度

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

「徴収猶予」という特殊な取扱いに起因することであったことに鑑み、今後、同様の事例があった際には同じ錯誤を生じないように、担当者・確認者間で取扱いに関する正しい情報を共有・伝承の上で、多重確認を徹底して再発防止を図ることとした。

イ 債権

(ア) 未収金等の債権の管理が適切でないものがある。(産業技術短期大学校)

(内容)

延滞金の徴収手続をしていないもの 2件 要徴収額合計55,000円

産業技術短期大学校授業料納付遅延に係る延滞金

a 元本 産業技術短期大学校授業料(平成29年度前期分)

元本の金額 195,000円

元本の納期限 平成29年5月1日

元本の納付日 平成31年3月26日

延滞金の額 31,900円

b 元本 産業技術短期大学校授業料(平成29年度後期分)

元本の金額 195,000円  
 元本の納期限 平成29年10月31日  
 元本の納付日 平成31年3月26日  
 延滞金の額 23,100円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

未収金の入金があった際の取扱いに関する留意事項（延滞金徴収手続の実施等）を失念していたことによるものであり、今後、同様の事例があった際には同じ見落としを生じないように、担当者・確認者間で情報を共有の上、多重確認を徹底して再発防止を図ることとした。

<注意事項>

ア 契約

- (ア) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金額の変更手続が行われていないものがある。（商工産業政策課）
- (イ) 完成期限を過ぎているにもかかわらず、完成通知書提出の催促等の適切な事務を行わず、債務の履行確認が遅延したものがある。（産業技術短期大学校）

8 観光文化スポーツ部（監査対象 6 機関）

- ・指摘事項 なし
- ・注意事項 3件（収入に関するもの(1件)、補助金に関するもの(1件)、財産に関するもの(1件)）

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
観光立県推進課	実地	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
イン・アウトバウンド推進課	実地	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
文化振興・文化財課	実地	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
		注意事項2件(補助金・財産)		
博物館	書面	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
		注意事項1件(収入)		
新潟民文化館活用・発信課	実地	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
スポーツ振興・地域活性化推進課	実地	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員

<注意事項>

ア 収入

- (ア) 現金で領収した入館料について、金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているものがある。（博物館）

イ 補助金

- (ア) 経費区分の20パーセントを超える増額又は減額を行っているにもかかわらず、交付要綱に規定する変更の承認手続を行っていないものがある。（文化振興・文化財課）

ウ 財産

- (ア) 財産台帳（借受財産台帳を含む。）の記載が著しく滞っているものがある。（文化振興・文化財課）

## 9 農林水産部（監査対象 22機関）

- ・指摘事項 2件（事務事業に関するもの(1件)、契約に関するもの(1件)）
- ・注意事項 1件（支出に関するもの）

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
農政企画課	実地	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
農林大学校	実地	令和2年6月11日	武田委員	—
農業経営・担い手支援課	実地	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
6次産業推進課	実地	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
県産米ブランド推進課	実地	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
農業技術環境課	実地	令和2年8月28日	小野委員	武田委員
農業総合研究センター	実地	令和2年1月17日	小野委員	武田委員
農業総合研究センター園芸農業研究所	実地	令和2年6月11日	海老名委員	—
		指摘事項1件(契約)		
農業総合研究センター水田農業研究所	実地	令和2年6月12日	海老名委員	—
農業総合研究センター畜産研究所	実地	令和2年6月11日	武田委員	—
農業総合研究センター養豚研究所	実地	令和2年6月12日	海老名委員	—
病虫害防除所	書面	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
病虫害防除所庄内支所	実地	令和2年6月12日	海老名委員	—
園芸農業推進課	実地	令和2年8月28日	小野委員	武田委員
畜産振興課	実地	令和2年8月28日	小野委員	武田委員
水産振興課	実地	令和2年8月28日	小野委員	武田委員
水産研究所	実地	令和元年12月19日	小野委員	—
内水面水産研究所	書面	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
農村計画課	実地	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
農村整備課	実地	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
		指摘事項1件(事務事業)		
森林ノミクス推進課	実地	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
森林研究研修センター	実地	令和2年2月6日	小野委員	海老名委員
		注意事項1件(支出)		

### <指摘事項>

#### ア 事務事業

(ア) 執行管理体制が適切でないものがある。（農村整備課）

(内容)

契約書を作成する必要がある契約において、契約の相手方決定後においても契約書を作成せず、代金の支払が滞り、支払が次年度になったもの 1件

平成31年度情報系パソコン基本ソフト更新業務委託

委託料 3,960,000円

委託期間 令和元年5月17日から令和2年1月31日まで

支払日 令和2年6月26日（令和2年度予算から支出）

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

委託業務における「業務管理者」と「業務総括者」には異なる職員を設定し、確実に3人が業務内容をチェックする体制を構築した。

また、「事務処理チェックシート」を作成することとし、当該シートを複数の職員が所持し、組織的に業務の進捗を管理する体制を構築した。

加えて、契約書や請求書等の契約・支出事務に係る文書の受理に当たっては、担当が受理する前に、所属長が確認する手順を加え、確実に受理を確認する体制を構築した。

イ 契約

(ア) 随意契約の要件を欠くもの及び随意契約の理由が明確でないものがある。

(農業総合研究センター園芸農業研究所)

(内容)

競争入札に付すべきところ、2者の見積合わせによる随意契約を行っているもの 1件

無線アクセスポイントの購入

支出予定金額 1,610,400円

契約年月日 令和2年3月5日

支出金額 1,414,600円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

権限や契約実務が一目で確認できるよう作成した「契約実務チェックシート」を活用するとともに、確認者を増やすことにより審査体制を強化した。

また、所管課である農業技術環境課において毎年1回以上の公所訪問を行い、監査指摘事項等の措置状況や会計事務の疑義等について聞き取りや指導を行うこととした。

<注意事項>

ア 支出

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(森林研究研修センター)

10 県土整備部 (監査対象 14機関)

- ・指摘事項 なし
- ・注意事項 1件(補助金に関するもの)

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
管理課	実地	令和2年8月21日	小野委員	海老名委員
建設企画課	実地	令和2年8月21日	小野委員	海老名委員
県土利用政策課	実地	令和2年8月21日	小野委員	海老名委員
都市計画課	実地	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
下水道課	実地	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
道路整備課	実地	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
道路保全課	実地	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
河川課	実地	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
砂防・災害対策課	実地	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
空港港湾課	実地	令和2年8月21日	小野委員	海老名委員
		注意事項1件(補助金)		
山形空港事務所	書面	令和2年3月13日	小野委員	武田委員

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
庄内空港事務所	実地	令和元年12月4日	小野委員	海老名委員
港湾事務所	書面	令和2年7月10日	木村委員	武田委員
建築住宅課	実地	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員

<注意事項>

ア 補助金

(ア) 当初の事業完了予定日を過ぎていたにもかかわらず、正当な理由もなく交付要綱に規定する状況報告書の提出を求めているものがある。(空港港湾課)

11 会計局 (監査対象 1 機関)

- ・指摘及び注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
会計局	実地	令和2年9月4日	木村委員	海老名委員

12 村山総合支庁 (監査対象 4 機関)

- ・指摘事項 1 件 (支出に関するもの)
- ・注意事項 5 件 (支出に関するもの(1件)、契約に関するもの(3件)、補助金に関するもの(1件))

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘・注意件数)	担当監査委員	
村山総合支庁総務企画部	実地	令和2年7月14日	小野委員	武田委員
村山総合支庁保健福祉環境部	実地	令和2年7月14日	小野委員	武田委員
		指摘事項 1 件(支出)、注意事項 1 件(補助金)		
村山総合支庁産業経済部	実地	令和2年7月14日	小野委員	武田委員
		注意事項 2 件(支出・契約)		
村山総合支庁建設部	実地	令和2年7月14日	小野委員	武田委員
		注意事項 2 件(契約)		

<指摘事項>

ア 支出

(ア) 支出事務が適切でないものがある。(村山総合支庁保健福祉環境部)

(内容)

- a 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 5 件 合計22,794円

主な事例は以下のとおり

全自動デジタル印刷機の賃貸借

請求書受理日 令和元年5月9日

支払期限 令和元年6月7日

支払日 令和元年10月25日

支出額 2,916円

- b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの  
6件 合計58,934円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

定例的に支出が必要な案件と支出予定月の一覧表を作成し、担当内で共有した。その一覧表に担当者が支出票起票時に支出日・支出額等を入力し、月初めに上司が入力状況確認をして支払の遅延や漏れを防止することとした。

また、財務会計システムでの支払日設定ミスを防止するため、支払日の自動表示機能を使用することとし、あわせて決裁において確認を徹底した。

<注意事項>

ア 支出

(ア) 検収の事務が適切でなく、所属で購入していない物品の請求に対して支払を行い、返納させたものがある。(村山総合支庁産業経済部)

イ 契約

(ア) 入札に係る事務が適切でなく、落札決定の取消し及び再入札を行ったものがある。(村山総合支庁産業経済部)

(イ) 契約保証金額の変更手続きが行われていないなど、保証金の徴収、免除等の手続きが適切でないものがある。(村山総合支庁建設部)

ウ 補助金

(ア) 実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のものがある。(村山総合支庁保健福祉環境部)

13 最上総合支庁 (監査対象 4機関)

- ・指摘事項 1件 (その他)
- ・注意事項 3件 (支出に関するもの(1件)、契約に関するもの(2件))

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
最上総合支庁総務企画部	実地	令和2年7月16日	木村委員	武田委員
		指摘事項1件(その他)、注意事項1件(支出)		
最上総合支庁保健福祉環境部	実地	令和2年7月16日	木村委員	武田委員
		注意事項1件(契約)		
最上総合支庁産業経済部	実地	令和2年7月16日	木村委員	武田委員
最上総合支庁建設部	実地	令和2年7月16日	木村委員	武田委員
		注意事項1件(契約)		

<指摘事項>

ア その他

(ア) 前年度会計の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないものがある。(最上総合支庁総務企画部)

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

3件 合計61,488円

主な事例は以下のとおり

小包料金（令和2年3月分）

請求書受理日 令和2年4月3日  
 支払期限 令和2年4月17日  
 支払日 令和2年4月21日  
 支出額 31,108円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

- 今回の指摘を受けて、以下のとおり再発防止策を実施することとした。
- ・ 支出関係の文書と他の文書を分けて回付し、確実に期限到来前に処理できるようにする。具体的には、支払期限のある支出票や支出何兼支出票は専用箱に入れることにし、決裁時に他の文書と混同しないようにする。
  - ・ 財務システムの処理期限まで余裕をもって1週間前までに起案する。
  - ・ 担当内の他の職員は、毎日財務システムで処理期限の迫っている支出票がないか確認する。

<注意事項>

ア 支出

(ア) 諸手当の決定が適切でないもので、5万円以上のものがある。（最上総合支庁総務企画部）

イ 契約

(ア) 入札に係る事務が適切でなく、落札決定の取消し及び再入札を行ったものがある。（最上総合支庁保健福祉環境部、最上総合支庁建設部）

14 置賜総合支庁（監査対象 4機関）

- ・ 指摘事項 1件（支出に関するもの）
- ・ 注意事項 3件（収入に関するもの(1件)、契約に関するもの(1件)、債権に関するもの(1件)）

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
置賜総合支庁総務企画部	実地	令和2年7月14日	木村委員	海老名委員
置賜総合支庁保健福祉環境部	実地	令和2年7月14日	木村委員	海老名委員
		指摘事項1件(支出)、注意事項2件(契約・債権)		
置賜総合支庁産業経済部	実地	令和2年7月14日	木村委員	海老名委員
置賜総合支庁建設部	実地	令和2年7月14日	木村委員	海老名委員
		注意事項1件(収入)		

<指摘事項>

ア 支出

(ア) 支出事務が適切でないものがある。（置賜総合支庁保健福祉環境部）

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を履行の完了確認をした日から4箇月を超えてしていないもの 1件

生活保護法に基づく介護扶助実施に係る要介護状態等の審査判定委託業務

完了確認日 令和元年7月26日

請求書受理日 令和元年12月12日

支払日 令和元年12月17日



支出額 7,560円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

請求書の受理遅延防止のため、業務委託契約書上に請求書の提出が必要である旨明記した。  
支払遅延防止のため、契約・支出事務及び業務委託依頼などの一連の業務について進行管理表を作成し、1箇月を超えても請求書の提出がない場合は請求書の提出を催促することとした。

<注意事項>

ア 収入

(ア) 納入の通知が通知すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上ものがある。(置賜総合支庁建設部)

イ 契約

(ア) 契約保証金額の変更手続が行われていないなど、保証金の徴収、免除等の手続が適切でないものがある。(置賜総合支庁保健福祉環境部)

ウ 債権

(ア) 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不納欠損処分を行っていないものがある。(置賜総合支庁保健福祉環境部)

15 庄内総合支庁 (監査対象 4機関)

- ・指摘事項 1件 (収入に関するもの)
- ・注意事項 3件 (支出に関するもの(2件)、契約に関するもの(1件))

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
庄内総合支庁総務企画部	実地	令和2年7月16日	小野委員	海老名委員
		注意事項1件(支出)		
庄内総合支庁保健福祉環境部	実地	令和2年7月16日	小野委員	海老名委員
庄内総合支庁産業経済部	実地	令和2年7月16日	小野委員	海老名委員
庄内総合支庁建設部	実地	令和2年7月16日	小野委員	海老名委員
		指摘事項1件(収入)、注意事項2件(支出・契約)		

<指摘事項>

ア 収入

(ア) 収入の調定が適切でないものがある。(庄内総合支庁建設部)

(内容)

- a 調定手続が調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの 9件 合計29,553,890円

主な事例は以下のとおり

道路占用料

調定すべき日 平成31年4月1日

調定日 令和元年8月5日

調定額 17,988,930円

- b 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 20件 合計559,090円

- c 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 120件 合計170,300円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

年度末時点での占用台帳の未整理が遅延の原因であるため、占用許可申請があった時点で、速やかな台帳への必要項目の入力を徹底するとともに、7月と12月に道路占用事務担当者2名で、相互に台帳の入力確認を行う方法に改めた。

また、台帳整理が滞ることの無いよう、毎週一回の係ミーティングを徹底し、申請処理状況を把握したうえ、担当者の事務負担が偏らないよう課内で業務の割振りを調整し、年度当初から速やかな調定を行うこととした。

是正を要すると認められる事項については、指摘を受けた所属に限らず、庁内の各所属へ周知し、再発の防止に努めた。

<注意事項>

ア 支出

(ア) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了検査をした日から2箇月を超えてしていないものがある。(庄内総合支庁建設部)

(イ) 支出負担行為の確認において、財務会計システムの操作を誤ったことにより、支払期限内に支払をしていないものがある。(庄内総合支庁総務企画部)

イ 契約

(ア) 契約保証金額の変更手続が行われていないなど、保証金の徴収、免除等の手続が適切でないものがある。(庄内総合支庁建設部)

16 東京事務所 (監査対象 1 機関)

- ・指摘及び注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
東京事務所	書面	令和2年6月8日	小野委員	海老名委員

17 企業局 (監査対象 6 機関)

- ・指摘事項 1件 (契約に関するもの)
- ・注意事項 1件 (予算に関するもの)

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
企業局	実地	令和2年7月27日	小野委員	武田委員
			木村委員	海老名委員
村山電気水道事務所	実地	令和2年6月11日	海老名委員	—
			指摘事項1件(契約)、注意事項1件(予算)	
最上電気水道事務所	書面	令和2年6月8日	木村委員	武田委員
置賜電気水道事務所	書面	令和2年6月8日	木村委員	武田委員
鶴岡電気水道事務所	書面	令和2年6月8日	小野委員	海老名委員
酒田水道事務所	書面	令和2年6月8日	小野委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 契約

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。(村山電気水道事務所)

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

平成 31 年度村山電気水道事務所宿直室修繕

契約金額 2,484,000 円

要契約保証金 248,400 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

契約事務の執行に当たっては、契約締結時の決裁過程において、契約保証手続の状況を複数職員で確認することを徹底することとした。

<注意事項>

ア 予算

(ア) 郵便切手の在庫管理が適切でなく、合理的理由もなく年度末残高が年間使用額の25パーセントを超えているものがある。(村山電気水道事務所)

## 18 病院事業局 (監査対象 5 機関)

- ・指摘事項 1 件 (支出に関するもの)
- ・注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
病院事業局	実地	令和 2 年 7 月 27 日	小野委員	武田委員
			木村委員	海老名委員
中央病院	実地	令和 2 年 7 月 14 日	小野委員	武田委員
新庄病院	実地	令和 2 年 7 月 17 日	武田委員	—
		指摘事項 1 件(支出)		
河北病院	実地	令和 2 年 7 月 17 日	武田委員	—
こころの医療センター	書面	令和 2 年 7 月 10 日	木村委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 支出

(ア) 支出事務が適切でないものがある。(新庄病院)

(内容)

履行完了後すぐに請求書を受理していたにもかかわらず、その後請求書を紛失するなど事務処理が適切でなく、支払を履行の完了確認をした日から 4 箇月を超えてしていないもの 4 件 合計 987,984 円

主な事例は以下のとおり

整形手術用器械貸借料

履行完了証明日 平成 30 年 12 月 7 日

再発行請求書受理日 令和元年 6 月 20 日

支払日 令和元年 6 月 28 日

支出額 273,240 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

支払遅延を防止するため、病院内で支出関係書類の管理方法の見直しと職員間の情報共有に

より、支払漏れにならない体制を構築することとした。

また、病院事業局の「指摘事項等再発防止事例集」に誤りの原因や再発防止策などを掲載し、病院事業局全体で原因の共有化を図り、他の病院での再発防止に努める。

## 19 県議会（監査対象 1 機関）

- ・指摘及び注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
議会事務局	実地	令和2年9月4日	木村委員	海老名委員

## 20 教育委員会（監査対象 74機関）

- ・指摘事項 11件（事務事業に関するもの(1件)、収入に関するもの(3件)、支出に関するもの(1件)、契約に関するもの(3件)、補助金に関するもの(1件)、財産に関するもの(1件)、その他(1件)）
- ・注意事項 21件（予算に関するもの(1件)、収入に関するもの(5件)、支出に関するもの(13件)、契約に関するもの(1件)、その他(1件)）

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
教育政策課	実地	令和2年9月3日	武田委員	—
教職員課	実地	令和2年9月3日	武田委員	—
生涯教育・学習振興課	実地	令和2年9月3日	武田委員	—
		注意事項1件(支出)		
義務教育課	実地	令和2年9月3日	武田委員	—
		指摘事項1件(補助金)		
特別支援教育課	実地	令和2年9月3日	武田委員	—
高校教育課	実地	令和2年9月3日	武田委員	—
福利厚生課	実地	令和2年9月3日	武田委員	—
スポーツ保健課	実地	令和2年9月4日	小野委員	武田委員
		注意事項2件(予算・収入)		
図書館	書面	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
教育センター	書面	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
青年の家	実地	令和2年1月23日	海老名委員	—
朝日少年自然の家	書面	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
金峰少年自然の家	書面	令和2年2月3日	木村委員	武田委員
飯豊少年自然の家	実地	令和元年12月12日	海老名委員	—
神室少年自然の家	書面	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
村山教育事務所	実地	令和2年2月6日	小野委員	海老名委員
最上教育事務所	実地	令和2年2月5日	武田委員	—
置賜教育事務所	実地	令和2年1月16日	木村委員	海老名委員
庄内教育事務所	実地	令和元年12月23日	武田委員	海老名委員
		注意事項1件(支出)		

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
東桜学館中学校	実地	令和2年1月23日	海老名委員	—
山形東高等学校	実地	令和2年1月20日	武田委員	—
		指摘事項1件(契約)、注意事項1件(支出)		
山形南高等学校	実地	令和2年1月16日	小野委員	武田委員
山形西高等学校	書面	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
山形北高等学校	書面	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
山形工業高等学校	実地	令和2年5月22日	武田委員	—
		指摘事項6件(事務事業・収入・財産・その他)、 注意事項1件(収入)、意見1件		
山形中央高等学校	実地	令和2年1月16日	小野委員	武田委員
		指摘事項1件(契約)、注意事項4件(収入・支出)		
霞城学園高等学校	実地	令和2年2月14日	武田委員	海老名委員
上山明新館高等学校	書面	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
天童高等学校	書面	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
		注意事項1件(支出)		
山辺高等学校	書面	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
寒河江高等学校	書面	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
寒河江工業高等学校	書面	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
谷地高等学校	書面	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
左沢高等学校	実地	令和2年2月6日	小野委員	海老名委員
村山産業高等学校	書面	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
東桜学館高等学校	実地	令和2年1月23日	海老名委員	—
北村山高等学校	書面	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
新庄北高等学校	実地	令和2年5月21日	武田委員	—
		指摘事項2件(支出・契約)、注意事項1件(支出)		
新庄南高等学校	実地	令和2年1月20日	武田委員	—
		注意事項1件(支出)		
新庄神室産業高等学校	書面	令和2年2月3日	小野委員	海老名委員
米沢興譲館高等学校	書面	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
米沢東高等学校	書面	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
米沢工業高等学校	実地	令和元年12月19日	木村委員	海老名委員
米沢商業高等学校	実地	令和元年12月24日	海老名委員	—
		注意事項1件(支出)		
置賜農業高等学校	実地	令和元年12月19日	木村委員	海老名委員
南陽高等学校	実地	令和元年12月24日	海老名委員	—
高畠高等学校	書面	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
長井高等学校	書面	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
		注意事項1件(支出)		

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
長井工業高等学校	実地	令和元年12月19日	木村委員	海老名委員
荒砥高等学校	実地	令和元年12月24日	海老名委員	—
小国高等学校	実地	令和元年12月12日	海老名委員	—
鶴岡南高等学校	書面	令和2年2月3日	小野委員	海老名委員
鶴岡北高等学校	書面	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
鶴岡工業高等学校	実地	令和元年12月19日	小野委員	—
		注意事項1件(その他)		
鶴岡中央高等学校	実地	令和元年11月27日	武田委員	—
加茂水産高等学校	実地	令和元年12月19日	小野委員	—
		注意事項1件(支出)		
庄内農業高等学校	書面	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
庄内総合高等学校	実地	令和元年11月18日	小野委員	海老名委員
酒田東高等学校	書面	令和2年2月3日	木村委員	武田委員
		注意事項3件(収入・支出・契約)		
酒田西高等学校	実地	令和元年11月22日	武田委員	海老名委員
酒田光陵高等学校	実地	令和元年11月18日	木村委員	武田委員
遊佐高等学校	実地	令和元年11月27日	武田委員	—
山形聾学校	書面	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
山形養護学校	書面	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
村山特別支援学校	書面	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
山形盲学校	書面	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
ゆきわり養護学校	書面	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
上山高等養護学校	書面	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
楯岡特別支援学校	実地	令和2年2月6日	木村委員	武田委員
新庄養護学校	書面	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
米沢養護学校	実地	令和2年1月17日	木村委員	海老名委員
鶴岡養護学校	実地	令和元年11月22日	武田委員	海老名委員
鶴岡高等養護学校	書面	令和2年2月3日	木村委員	武田委員
酒田特別支援学校	実地	令和元年12月23日	武田委員	海老名委員
		注意事項1件(支出)		

< 指摘事項 >

ア 事務事業

(ア) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。(山形工業高等学校)  
(内容)

授業料の減免手続を行ったものについて、規則で定められた「授業料等減免台帳」を作成せず、減免状況の管理を怠ったもの

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

各職員が関係法令等への理解を深め、事務担当者以外にも事務処理内容が確認できるようチェック体制を強化するとともに、管理監督職員による管理を徹底することとした。

## イ 収入

(ア) 収入の調定が適切でないものがある。(山形工業高等学校)

(内容)

- a 調定手続が調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの 1件

雑入(平成31年4月分太陽光発電売電収入)

調定すべき日 平成31年4月24日

調定日 令和元年8月7日

調定額 138,568円

- b 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 3件 合計221,359円

- c 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 3件 合計11,353円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

事務処理の漏れや遅延防止のため、収入調定が必要な案件の一覧表を作成し、事務担当者以外にも進捗状況を確認できるよう、チェック体制を強化した。

(イ) 収入事務が適切でないものがある。(山形工業高等学校)

(内容)

諸会費入金用口座に振り込まれた高等学校使用料について、県公金口座への払込みが、正当な理由もなく相当な期間にわたり遅延しているもの 22件 合計247,500円

諸会費口座入金日 平成31年4月30日から令和2年2月7日まで

県公金口座への払込日 令和2年2月18日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

諸経費入金口座から県公金口座への振込を要するものについては、事務処理の漏れや遅延防止のため、管理監督職員が進捗状況を把握するとともに、振替手順を定め、事務担当者以外にも進捗状況を確認できるよう、チェック体制を強化した。

(ウ) 収入事務が適切でないものがある。(山形工業高等学校)

(内容)

授業料の減免を決定したものについて、納付義務のない授業料を2箇月以上徴収し、還付を要するもの 1件

減免決定年月日 令和元年6月28日

免除の期間 令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

誤徴収期間 令和元年7月から同年9月分まで(3箇月)

誤徴収金額 29,700円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

授業料の減免を決定して還付を要するものについては、事務処理の漏れや遅延防止のため管理監督職員が進捗状況を把握するとともに、一覧表にチェック欄を設け、事務担当者以外にも進捗状況を確認できるよう、チェック体制を強化した。

## ウ 支出

(ア) 支出事務が適切でないものがある。(新庄北高等学校)

(内容)

- a 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超え

て遅延しているものが相当数ある。

3箇月超 6件

2箇月超 228件

b 赴任旅費を支給していないもの 11件 合計460,944円

主な事例は以下のとおり

要支給額 97,200円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

管理監督職員が進捗状況を把握するとともに、担当者間での業務の平準化に努め、支払の遅延がないよう業務体制の改善を図った。

## エ 契約

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。(新庄北高等学校)

(内容)

契約書を作成する必要がある契約において、契約の相手方決定後に契約書を作成していないもの 1件

成績処理システム保守委託

委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

委託額 130,800円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

複数人で契約内容を確認し、契約における事務処理の遅延防止のため、契約状況一覧表を作成し、事務担当者以外にも進捗状況が確認できるよう、チェック体制を強化した。

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。(山形東高等学校)

(内容)

業務委託の長期継続契約において、仕様及び委託料に変更があるにもかかわらず、書面での変更手続が行われていないもの 1件

構内交換電話保守点検業務委託

契約期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日

当初委託料 平成31年度年額98,100円

変更後委託料 平成31年度年額98,100円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

複数人で契約内容を確認し、契約における事務処理の遅延防止のため、事務処理計画を作成し、事務担当者以外にも進捗状況が確認できるよう、チェック体制を強化する。

(ウ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。(山形中央高等学校)

(内容)

消費税の増税に伴う変更契約書の締結を行っておらず、代金の支払が滞っているもの

印刷機用マスター及びインクの購入

当初契約日 平成31年4月1日

変更契約日(予定) 令和元年10月1日

令和元年10月分請求額 217,800円

(最終納品日:令和元年10月31日、請求日:10月31日)

令和元年11月分請求額 108,900円

(最終納品日:令和元年11月20日、請求日:11月29日)



【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

複数人で契約内容を確認し、あらかじめ変更契約が想定される契約については、事務処理計画を作成し、事務担当者以外にも進捗状況が確認できるよう、チェック体制を強化する。

オ 補助金

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。(義務教育課)

(内容)

a 交付申請から交付決定日までの期間が3箇月以上のもの 1件

平成31年ICT教育環境整備推進事業費補助金

交付申請日 平成31年4月17日

交付決定日 令和元年10月1日

b 実績報告日から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの 3件

主な事例は以下のとおり

平成31年度小中学校音楽教室支援事業費補助金

実績報告日 令和元年11月1日

額の確定日 令和2年3月5日

c 交付申請から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの 15件

d 実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの 7件

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

補助金事務執行チェックシートを業務総括者に提出することを徹底した。

また、補助金事務処理進捗状況管理の様式を作成し、処理の都度補助金担当者が入力し、進捗状況を業務総括者や経理担当など複数職員がチェックすることとした。

併せて、毎月の課内会議で、進捗状況管理の様式に入力をするよう周知を行うこととした。

カ 財産

(ア) 財産の管理が適切でないものがある。(山形工業高等学校)

(内容)

教育財産の目的外使用許可に係る申請に対し、使用許可を行わないで使用させているとともに、収入調定を行っていないもの

教育財産の区分 電柱(支線設置のため)

申請年月日 平成31年1月17日

使用期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

使用料 7,500円(5年分)

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

事務処理の漏れや遅延防止のため、管理監督職員が進捗状況を把握するとともに、目的外使用許可から収入調定まで一連の事務処理についての一覧表を作成し、事務担当者以外にも進捗状況が確認できるよう、チェック体制を強化した。

キ その他

(ア) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。(山形工業高等学校)

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

旅費の支給について、正当な理由もなく支払いを旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。

3箇月超 25件

2箇月超 33件

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

旅費事務については、教職員一人ひとりが事務を迅速、適正に行うよう、教職員に対して指導を徹底した。

業務担当者が日頃から適切な旅行命令の実施や速やかな復命について声掛けを行うとともに、管理監督職員が財務会計システムを活用して旅費事務の進捗管理を行うこととした。

<注意事項>

ア 予算

(ア) 平成28年度に購入した金券について、計画的・効率的執行がなされておらず、未使用のまま有効期限を過ぎ、使用不可となったものがある。(スポーツ保健課)

イ 収入

(ア) 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(スポーツ保健課)

(イ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているものがある。(山形中央高等学校、酒田東高等学校)

(ウ) 減免措置が適正でない1万円以上のものがある。(山形工業高等学校)

(エ) 証紙収入の整理事務(財務会計システム入力)がなされていないものがある。(山形中央高等学校)

ウ 支出

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(山形中央高等学校、新庄北高等学校)

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(酒田東高等学校)

(ウ) 請求書に代表者印がないにもかかわらず、支払をしているものがある。(庄内教育事務所)

(エ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(生涯教育・学習振興課、山形東高等学校、新庄南高等学校、米沢商業高等学校、長井高等学校、加茂水産高等学校)

(オ) 諸手当の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のものがある。(山形中央高等学校、天童高等学校、酒田特別支援学校)

エ 契約

(ア) 見積書を徴して契約を締結するものについて、事務又は事業実施伺の決裁を受けていないものがある。(酒田東高等学校)

オ その他

(ア) 前年度会計の監査において指摘又は注意された事項以外の指導事項について、措置又は改善を行っていないものがある。(鶴岡工業高等学校)

21 警察 (監査対象 15機関)

- ・指摘事項 なし
- ・注意事項 3件(支出に関するもの(2件)、契約に関するもの(1件))

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
警察本部	実地	令和2年9月4日	小野委員	武田委員
		注意事項2件(支出・契約)		
山形警察署	実地	令和2年1月16日	小野委員	武田委員
上山警察署	実地	令和2年1月29日	武田委員	—
天童警察署	書面	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
		注意事項1件(支出)		
寒河江警察署	書面	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
村山警察署	書面	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
尾花沢警察署	実地	令和2年2月12日	武田委員	—
新庄警察署	書面	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
庄内警察署	書面	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
酒田警察署	書面	令和2年2月3日	小野委員	海老名委員
鶴岡警察署	実地	令和元年11月27日	武田委員	—
長井警察署	書面	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
小国警察署	書面	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
南陽警察署	実地	令和2年1月29日	武田委員	—
米沢警察署	実地	令和2年1月29日	武田委員	—

<注意事項>

ア 支出

(ア) 訴訟代理人に対する着手金について、委任契約で定める支払期限内に支払をしていないものがある。(警察本部)

(イ) 残高不足により口座振替不能となり、延滞利息を発生させたものがある。

(天童警察署)

イ 契約

(ア) 落札決定後に仕様書の誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったものがある。(警察本部)

22 その他委員会等 (監査対象 3機関)

・指摘及び注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
監査委員事務局	実地	令和2年9月4日	木村委員	海老名委員
人事委員会事務局	実地	令和2年8月7日	小野委員	海老名委員
労働委員会事務局	実地	令和2年9月3日	武田委員	—